



MINISTRY OF EDUCATION

Te Tāhuhu o te Mātauranga

留学生の生活保障に関する服務規程

2003 年度版

教育省
国際政策開発課

2003 年 12 月

留学生の生活保障に関する服務規程

2003 年度版

序文	3
定義	3
第1章： 概説	6
1. 通告	6
2. 海外在住の学生	6
3. 団体学生	6
第2章： 留学生のマーケティング、募集、入学	7
4. 留学希望者への情報提供	7
5. 学校案内と宣伝用資料	7
6. 留学希望者の審査	8
7. 留学生の入学受付	8
8. 海外でマーケティング活動を行なうスタッフ	10
9. 情報の年次見直し	10
10. 入国条件	10
第3章： 契約業者	12
11. 留学斡旋業者	12
12. 宿泊先斡旋業者	12
第4章： 契約と損害賠償	14
13. 加盟者の契約上、金銭上の義務	14
14. 損害賠償	14
第5章： 福利厚生	15
15. サポート体制	15
16. 生活状態を確認するための出欠席の監督	17
第6章： 宿泊先	18
17. 宿泊先の規定	18
18. ホームステイ	19
19. 寄宿施設	19
20. 指定世話人	21
21. 一時宿泊施設	21
22. 宿泊先の世話人	22
23. 18歳未満の学生のための宿泊先の警察調査	22

第7章：	苦情手続き	23
24.	学内の苦情手続き	23
25.	国際教育審議局（IEAA）	23
26.	国際教育審議局の決定	24
27.	国際教育審査委員会（IERP）	24
28.	審査委員会の決定	25
第8章：	申請と監督	26
29.	申請	26
30.	監督	26
第9章：	運営管理	28
31.	移行期の取り決め	28
32.	規程の改正	28
33.	規程の運営管理権の譲渡	28
付属1：	留学生の生活保障に関するサービス規程（要約）	30

序文

この服務規程の目的は、教育機関に留学生の生活保障に関する枠組みを提供することである。この規程は、教育法（1989年）第238F項の下で定められている。また教育法によって、留学生を登録するには、教育機関が服務規程へ加盟することが義務付けられている。

この服務規程は、2002年3月末日以降有効であり、2003年7月付けで一部改訂されたものである。

定義

この服務規程の中で別途表記がない限り、各用語の定義は以下に示す通りである。

「宿泊先斡旋業者」とは、服務規程加盟者の代理として、個人あるいは集団の留学生に宿泊先を紹介・斡旋する、加盟者とその雇用者以外の個人/団体を意味する。

「法令」とは、教育法（1989年）を意味する。

「規程施行の責任者」とは、この服務規程の運営・実践に責任のある個人または団体を意味する。

「寄宿施設」とは、以下のいずれかを意味する。
寄宿先を提供する寄宿舎/学生寮やその他の寄宿施設
5名以上の留学生が下宿する家庭/世帯

「寄宿施設の従業員」とは、寄宿施設で働くために雇用された個人を意味する。

「規程」とは、この服務規程を意味する。

「CYFS (Department of Child Youth and Family Services)」とは、児童・青少年・家族局を意味する。

「指定世話人」とは、留学生の保護者から、学生の保護者および宿泊先提供者として、書面による指名を受けた親族や友人を意味するが、その中には寄宿施設の経営者や管理人、従業員は含まれない。

「ERO (Education Review Office)」とは、「教育審査庁」を意味する。

「団体学生」とは、以下のいずれかを意味する。
ニュージーランド移民局より団体査証の発行を受けた留学生

教育機関が手配した丸3ヶ月以内の研修で、一緒にニュージーランド留学している2名以上の学生団体

「ホームステイ」とは、4名以下の留学生在が一家庭/世帯に下宿することを意味する。

「ホームステイ先の世話人」とは、留学生的のホームステイ受け入れ先を意味する。

「IEAA (International Education Appeal Authority)」とは、規程によって設置された国際教育審議局を意味する。

「業界」とは、輸出産業として教育を提供する者の利益を、政府や省庁に代表する団体、あるいはその代理業者を意味する。

「IERP (International Education Review Panel)」とは、本規程によって、設置された（国際教育）審査委員会を意味する。

「留学生」とは、以下を意味する。

- (a) 教育機関によって就学登録され、
- (b) 教育機関にとって、法令第2項または第159項（どちらか当てはまるもの）で定義されている留学生

「法定後見人」とは、以下を意味する。

- (a) ニュージーランドまたは外国の裁判所、あるいは遺言書によって指定されて、教育および健康面も含めた留学生的の世話をする法律上の権利と義務を有し、
- (b) 祖国で日常的に該当留学生的の世話をしている人物

「NZIS (New Zealand Immigration Service)」とは、ニュージーランド移民局を意味する。

「NZQA (New Zealand Qualifications Authority)」とは、ニュージーランド国立資格審査局を意味する。

「NZVCC (New Zealand Vice-Chancellor's Committee)」とは、ニュージーランド国立大学事務総長委員会を意味する。

「保護者」とは、留学生的の父親または母親を意味し、法定後見人もそれに含まれる。

「私立教育機関」とは、公共の教育機関以外で、義務教育後の教育または職業訓練を提供し、法令第18章の下で、現在有効の事業登録証を保持する施設を意味する。

「教育機関」とは、以下のいずれかを意味する。

- (a) 学校
- (b) 法令第159項に定義されている教育機関
- (c) 私立教育機関

「留学斡旋業者」とは、ニュージーランド国内外の市場で、個人または集団の留学希望者の特定、および/または募集に携わる、加盟者とその雇用者以外の個人/団体を意味する。

「宿泊先の世話人」とは、以下のいずれかを意味する。

- (a) ホームステイ先の世話人
- (b) 寄宿施設の管理人、またはその施設内における留学生の責任者
- (c) 指定世話人
- (d) 一時宿泊施設にいる場合は監督者

「学校」とは、法令第 2 項で定義された登録校を意味する。

「学校の寄宿舎」とは、法令第 2 項で定義された以下のいずれかを意味する。

- (a) 法令第 144 項 C 条の規定の下に認可されている宿泊施設
- (b) 学校の第 1 学年～第 6 学年に在籍する留学生、またはその他の教育機関に在籍する 10 歳以下の児童を対象とし、規程施行の責任者により認可・監督される宿泊施設

「短期コース」とは、丸 3 ヶ月以内のコースを意味する。

「加盟者」とは、服務規程に関し、規程施行の責任者へ加盟申請中、あるいは加盟済みの教育機関を意味する。

「監督者」とは、一時宿泊施設において、団体学生および/または留学生に対する監督責任を持つ人物を意味する。

「一時宿泊施設」とは、モテルやホテル、ホステル、ロッジなどの観光用宿泊施設を意味する。

「高等教育機関」とは、以下のいずれかを意味する。

法令第 159 項によって定義された教育機関

私立教育機関

第1章： 概説

1. 通告

- 1.1 加盟者は、直接的または間接的に留学生と関わる全職員に、本規程の存在と内容に関して通達する。
- 1.2 加盟者は、本規定の理解と実践を促すため、留学生に対する各職員の役割に適した支援と指導を行なう。
- 1.3 加盟者は、教育省発行の『留学生の生活保障に関する服務規程サポートガイドライン』に従い、留学生の生活保障を推進する対策を設ける。

2. 海外在住の学生

- 2.1 加盟者は、ニュージーランド国外で学習を継続する留学生に対して、服務規程を適用する必要はない。

3. 団体学生

- 3.1 加盟者は、団体学生に対して服務規程を適用する。
- 3.2 加盟者は、団体学生に対して以下を保証する。
 - 3.2.1 適切な監督体制
 - 3.2.2 学生数に相応する監督者数

第2章：留学生のマーケティング、募集、入学

4. 留学希望者への情報提供

- 4.1 この章の下で提供される情報のすべては、書面または電子書式によるものであること。
- 4.2 留学希望者がいかなる契約をも結ぶ前に、加盟者またはその留学斡旋業者は以下の情報を希望者に提供する。
 - 4.2.1 多額の不明瞭な費用がないように授業料とコース諸経費を明確にする
 - 4.2.2 応募の要件と手続き
 - 4.2.3 受け入れ条件
 - 4.2.4 払い戻し条件
 - 4.2.5 必要とされる英語力（当てはまる場合）
 - 4.2.6 施設、設備と職員に関する情報
 - 4.2.7 加盟者が提供するコースまたは資格についての情報
 - 4.2.8 医療および旅行保険の加入義務
 - 4.2.9 学生が利用できる各種滞在施設に関する情報とアドバイス
- 4.3 滞在施設についての情報は以下を含む。
 - 4.3.1 各種滞在施設の空き状態と特徴
 - 4.3.2 キャンパス内外の滞在施設の現実的な見積もり費用
 - 4.3.3 宿泊先を確保するための手続き
 - 4.3.4 加盟者が滞在施設の適切さを確認したかどうか、またその評価内容

5. 学校案内と宣伝用資料

- 5.1 学校案内あるいは宣伝用資料には、加盟者が提供する授業内容やサービスについて公平で正確な説明を記載する。
- 5.2 学校案内あるいは宣伝用資料は、上記4項に挙げられた留学希望者に提供されるべき情報を含む。
- 5.3 加盟者は、以下の文章をすべての学校案内あるいは宣伝用資料に含める。

規程：〔教育機関名〕は、教育省発行「留学生の生活保障に関する服務規程」の順守と、その義務の履行に合意しています。規程の写しを希望する方は、当校へお問合わせいただくか、あるいはニュージーランド教育省のホームページ<http://www.minedu.govt.nz/goto/international>をご覧ください。

入国：査証や許可証の要件、ニュージーランド留学中の就業の権利に関する説明、必要な届出についての全情報は、ニュージーランド移民局へお問合わせいただくか、同局のホームページ<http://www.immigration.govt.nz>をご覧ください。

医療サービス：ニュージーランド留学中の留学生の大半は、公的資金でまかなわれる医療サービスを受診することができません。留学中に何らかの治療を受けた場合、その費用は全額個人負担となる可能性があります。公的資金による医療サービスの適用範囲に関する詳細については、保健省へお問合わせいただくか、同省のホームページ<http://www.moh.govt.nz>をご覧ください。

事故保険：事故補償公社は、ニュージーランド国民、永住者、一時的な滞在者に対して、事故補償制度を提供していますが、外国人は適用範囲外の医療費とその関連費用を自己負担する可能性があります。詳しくは、同公社のホームページ<http://www.acc.co.nz>をご覧ください。

医療保険と旅行保険：ニュージーランド留学中の留学生は、適切かつ有効な医療保険と旅行保険に加入しなければなりません。

6. 留学希望者の審査

- 6.1 コース入学前に、十分な英語の会話・筆記能力、および/または効果的な学習に必要な学術的資格が必要とされる場合、入学許可証の発行や入学受付の前に、これらの点に関して留学希望者の能力を審査し、条件を満たすに十分な能力があることを確認しなければならない。加盟者は、これらの能力を満たす留学希望者に対してのみ、入学許可証の発行や入学受付の決定ができる。
- 6.2 留学希望者の申し込み時点での英語力、または以前の学習成果に関するニュージーランド国内試験の結果によって、コースあるいは特定レベルのコースへの条件付き入学が認められた場合、加盟者は登録前に留学希望者へその旨を通告する。
- 6.3 留学希望者が6.1項の要件を満たさない場合、加盟者は、進学前あるいはコース受講中に修了すべき英語コース、および/または必修科目について学生へアドバイスすることができる。

7. 留学生の入学受付

- 7.1 加盟者による留学生へのコースの提供は、留学希望者の能力と将来設計が、加盟者によって提供される教育の機会と、どの程度見合っているかの査定に基づく。
- 7.2 留学生の入学時、加盟者は留学生に以下の情報を提供するか、または学生が既にその情報を受け取っていることを確認する。
 - 7.2.1 加盟者のオリエンテーションプログラムと支援内容についての詳細
 - 7.2.2 加盟者の苦情手続きに関する説明書
 - 7.2.3 付属書類1として添付されている「留学生の生活保障に関する服務規程（要約）」
 - 7.2.4 学生の中途退学時、あるいはコース/プログラムで規定された出席日数に満たなかったり、長期欠席が発覚した場合の対応手続き

- 7.2.5 加盟者が授業を中止する事態
- 7.2.6 加盟者の授業料の保護と払戻制度についての詳細

- 7.3 加盟者にあてはまる場合は、以下の詳細を留学生に提供しなければならない。
 - 7.3.1 留学生が受講できるコース
 - 7.3.2 進学準備コース、入学コースの開講前と受講中の英語プログラム
 - 7.3.3 予備学習の認知手続き
 - 7.3.4 履修済み単位の振替手続きに関する詳細

- 7.4 留学生の入学に当たり、加盟者は学生が留学予定期間中に有効かつ適切な医療/旅行保険に加入していることを確認する。

- 7.5 留学生の入学に当たり、加盟者は各学生について次の情報を確認・記録する。
 - 7.5.1 連絡先
 - 7.5.2 宿泊先の種類
 - 7.5.3 住所

- 7.6 留学生の入学時、下記に変更があった場合は加盟者に通知することを伝える。
 - 7.6.1 連絡先
 - 7.6.2 宿泊先の種類
 - 7.6.3 住所

8. 海外でマーケティング活動を行なうスタッフ

- 8.1 海外でマーケティングおよび募集活動を行うスタッフは、以下の条件をすべて満たす。
- 8.1.1 留学生に関連する加盟者のプログラム、事務手続き、資格、審査制度についての知識
 - 8.1.2 募集活動を行う国の文化と習慣に対する理解
 - 8.1.3 留学希望者の将来設計が明らかな場合、提供するコースや資格に関して、学生の母国での就職や継続学習の障害となりうる点について、わかっている範囲ですべて説明する。
- 8.2 留学希望者から加盟者あるいは関連加盟者への登録について問い合わせを受けた在外スタッフは、それらに関しての知識が乏しい場合、上記 8.1.1 項および 8.1.2 項に規定される知識と能力を持つスタッフへ照会する。

9. 情報の年次見直し

- 9.1 加盟者は、留学希望者へ提供されるすべての情報が正確かつ適切であることを確認するため、少なくとも年一回はその内容を再検討する。
- 9.2 情報の年次見直しに関しては、規程施行の責任者から要請があった場合に提出できるような形式で記録する。

10. 入国条件

- 10.1 留学希望者が以下のいずれかを保持する場合に限り、加盟者はその学生を丸 3 ヶ月以上続くコースに登録できる。
- 10.1.1 留学予定先と入学予定のコース名が記載されている有効の就学査証/許可
 - 10.1.2 留学予定先での就学のために発行された有効の限定目的査証/許可、あるいは留学先での就学が可能な滞在許可
- 10.2 加盟者は、以下のいずれかを保持する留学希望者を単独の短期コースに登録できる。
- 10.2.1 種類に関わらず有効な一時滞在許可（観光査証や許可を含む）
 - 10.2.2 留学予定先での就学のために発行された有効の限定目的査証/許可
- 10.3 留学希望者が移民法（1987 年）に規定されている必要な許可（通常、就学査証または許可）を得ないまま入学申請をした場合、加盟者は就学するための許可取得が必要であることを伝える。
- 10.4 加盟者は、次の内容を定めた移民法（1987 年）第 40（1）項を順守しなければならない。あらゆる学術あるいはトレーニングのコース運営者が、事前の認識を持ちながら、移民法（1987 年）規定の必要許可を保持しない個

人のコース受講を容認したり、またはその状態を継続させた場合、違法行為を犯したものとみなされる。

- 10.5 留学生の在学が抹消された場合、加盟者はニュージーランド移民局（NZIS）のガイドラインに定められている手続きに従い、<http://www.immigration.govt.nz>から入手できる電子報告書を使って、直ちにニュージーランド移民局へ通知する。

第3章： 契約業者

11. 留学斡旋業者

- 11.1 加盟者は、留学斡旋業者にも規程順守の義務があることを通達する。
- 11.2 加盟者は留学斡旋業者に規程の写しを配布する義務があり、入手できる場合は各業者の母国語に翻訳された規程を配布する。
- 11.3 加盟者は、留学斡旋業者が規程を破った場合、契約が解約される恐れがあることを通知し、加盟者と代理業者との間で交わされる契約書上に記載する。
- 11.4 加盟者は、留学斡旋業者の良識ある行動が非常に重要であることを認識させる。
- 11.5 加盟者は、留学斡旋業者が以下を犯した場合、直ちにその業務活動中止を書面で通告する。
 - (a) 業者の行為が、不誠実であったり、誤解を招いたり、欺瞞であった場合
 - (b) 規程に定められた加盟者の義務を怠った場合
- 11.5.1 留学斡旋業者が業務活動を中止しなかった場合、加盟者は直ちに次の処置を取る。
 - (a) 該当業者の認定取り消し
 - (b) 該当業者との契約解消
 - (c) 該当業者からの学生の受入れ停止

12. 宿泊先斡旋業者

- 12.1 加盟者は、宿泊先斡旋業者にも規程順守の義務があることを通達する。
- 12.2 加盟者は、宿泊先斡旋業者に規程の写しを配布する。
- 12.3 宿泊先斡旋業者の行為が、不誠実であったり、誤解を招いたり、欺瞞であってはならず、また規程に定められた加盟者の履行義務を怠るものであってはならない。
- 12.4 加盟者は、宿泊先斡旋業者と加盟者および宿泊先の世話人の間での責任分担に関して通告する。
- 12.5 加盟者は宿泊先斡旋業者と契約書を交わす。その契約において、宿泊先斡旋業者が規程を熟知し、順守に同意することを確認し、業者による規程違反によっては契約解消の可能性もあることを記載する。

- 12.6 以下に関連し、あらゆる個人からの申し立てによって規程施行の責任者が
負わされたり、被ったりしたすべての支出、損失、損害、費用（全額賠償
基準）は加盟者が補償する。
 - 12.6.1 宿泊先斡旋業者による規程違反
 - 12.6.2 規程に定められた加盟者の義務に関連する宿泊先斡旋業者の業務行
為
 - 12.6.3 宿泊先斡旋業者の行為が、不誠実であったり、誤解を招いたり、欺
瞞であった場合

第4章： 契約と損害賠償

13. 加盟者の契約上、金銭上の義務

- 13.1 留学生との取引において、加盟者は関連するすべての法令の関連条項を順守する。
- 13.2 加盟者もしくはその代理業者と、留学生との間のすべての契約および金銭上の取引は、公平で正当に行われる。
- 13.3 加盟者および/または留学斡旋業者と、留学生との間で結ばれる契約・金銭上の取引はすべて書面に記録し、契約当事者である留学生またはその保護者へ書類の写しを渡す。
- 13.4 加盟者は、留学生によって払われた授業料を保護するための制度を設ける。

14. 損害賠償

- 14.1 各加盟者には規程を順守する責任があり、以下に関連するあらゆる個人からの苦情によって規程施行の責任者が負わされたり、被ったりしたすべての支出、損失、損害、費用（全額賠償金基準）を補償する。
 - 14.1.1 加盟者による規程違反
 - 14.1.2 規程に定められたあらゆる義務に対する加盟者の業務行為
 - 14.1.3 加盟者の行為が不誠実であったり、誤解を招いたり、欺瞞であった場合
- 14.2 この条項で言うところのすべての苦情には、公正さと自然的正義の原則が適用される。

第5章： 福利厚生

15. サポート体制

- 15.1 加盟者は、留学生からの生活保障に関する問い合わせのすべてに対応する個人または担当部署を指定し、入学する学生にその存在と利用法について説明する。
- 15.2 加盟者は、以下を含む（それのみには限定されない）サポート体制を留学生に提供する。
 - 15.2.1 教育機関と学生のタイプに適したオリエンテーションプログラム
 - 15.2.2 新しい文化環境に馴染めずにいる学生への援助
 - 15.2.3 規程に定められている学生の権利と加盟者の義務、そして学内外での苦情手続きの方法などを含む学生擁護策
- 15.3 項および 15.2 項にある要件に加えて、（当てはまる場合には）加盟者は以下のサポート体制を留学生へ提供する。
 - 15.3.1 加盟者が各種滞在施設の適切さを確認したかどうか、またその評価内容を含めた滞在施設に関する情報とアドバイス
 - 15.3.2 ニュージーランド国内の道路交通法、運転免許、交通安全（歩行と自転車走行も含める）に関する情報とアドバイス
 - 15.3.3 履修コースに関するアドバイス
 - 15.3.4 医療・精神衛生サービス、薬物・覚醒剤に関する注意とカウンセリング、ギャンブル中毒相談などの福利厚生制度に関するアドバイス
 - 15.3.5 性教育、セーフセックス、性・生殖医療に関する情報収集のアドバイス
 - 15.3.6 酒類やタバコ製品の販売に関する法律を含むニュージーランドの関連諸法律に関する情報とアドバイス
 - 15.3.7 嫌がらせや差別に対応するための情報とアドバイス
- 15.4 サポート体制は留学生の要求に適ったものでなければならない。

留学生に関する情報

- 15.5 加盟者は常に各留学生に関する以下の情報を把握する。
 - 15.5.1 氏名
 - 15.5.2 現住所と宿泊先の種類、連絡先の電話番号
 - 15.5.3 旅券と滞在許可の詳細（旅券記載内容と滞在許可の写し）
 - 15.5.4 18歳未満の学生に関しては保護者の氏名と現住所
 - 15.5.5 18歳以上の学生に関しては緊急連絡人および/または近親者の氏名と現住所

- 15.6 加盟者は、留学生が不当な扱いや危害、虐待の対象になっていたり、ないがしろにされていると確信する場合、CYFS（児童・青少年・家族局）の通報規則に従ってCYFSへ通告するか、ニュージーランド警察へ届け出る。

保護者との連絡（18歳未満の学生）

- 15.7 18歳未満の学生に関しては、入学前に必ずその保護者と連絡を取り、緊急時の連絡方法を取り決めておく。

- 15.8 18歳未満の学生に関しては、その保護者と定期的に連絡を取り合う。

小学校低～中学年の留学生

- 15.9 学校の第1学年～第6学年への留学生、またはその他の教育機関へ10歳以下の児童を転入させる場合には、加盟者はそれらの児童の成育上および生活保障上のニーズ（以下に限定されない）を十分に満たす方法を確立しなければならない。
 - 15.9.1 母国語でのサポートが利用可
 - 15.9.2 母国語でのカウンセリング
 - 15.9.3 留学生と定期的に接触する教職員に対する異文化トレーニング
 - 15.9.4 30.4項で規定された通り、6ヶ月ごとに規程施行の責任者へ報告する。

小学校高学年の留学生

- 15.10 学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入させる際、該当児童が保護者と別居している場合には、加盟者は規程施行責任者の許可を得なければならない。

- 15.11 上記15.10項で規定された許可を得るには、加盟者は以下の項目について規程施行責任者の基準を満たす必要がある。
 - 15.11.1 留学生は適切な宿泊先に滞在している。
 - 15.11.2 加盟者は成育上および生活保障上のニーズ（以下に限定されない）を十分に満たす方法を確立している。

- (a) 留学生と保護者との定期的な連絡を可能とする。
- (b) 母国語でのサポートが利用可
- (c) 母国語でのカウンセリング
- (d) 留学生と定期的に接触する教職員に対する異文化トレーニング
- (e) 30.4 項で規定された通り、6ヶ月ごとに規程施行の責任者へ報告する。

15.12 上記 15.10 項で規定された許可には、規程施行責任者による現場訪問が含まれる場合もある。

特別な配慮が必要な学生

15.13 留学生が深刻な危害や搾取から自身を守れない、さらに/あるいは健全な生活を送るための自己防衛ができないという確固とした根拠がある場合、その内容を記録し、以下の対策をとる。

15.13.1 該当する学生と定期的に面談し話し合う。

15.13.2 該当する学生の両親または近親者と連絡を取ることが適切であるかどうか判断した上で、適任者と定期的に連絡を取る。連絡を取る際には、プライバシー保護法（1993 年）の原則を守るよう留意する。

15.13.3 該当する学生の世話と支援に関して、必要であればその他の関係当局と連絡を取り合う。

15.13.4 該当する学生の住環境を確認し、適切な状況にないと判断された場合は、支援または適切な照会を執り行う。

16. 生活状態を確認するための出欠席の監督

16.1 加盟者は以下を確認する方法を確立する。

16.1.1 留学生がコースの要件を満たしていることの確認

16.1.2 コース満了前に学生が出席を停止した場合、事実関係の

16.2 （法令で定義されている）登録校に在学する留学生が欠席した場合、学校長は教育省の通達状 99/03『学生就学記録に関する規則』（またはそれに続くすべての修正条項）に記された手続きに従い、必要に応じて教育省の NETS-1 用紙を使用する。

16.3 公立校および公立統合校に入学した留学生に対しては、休学・停学・除籍・退学措置に関する教育規則（1999 年）が適用され、その規定が順守される。

第 6 章： 宿泊先

17. 宿泊先の規定

- 17.1 加盟者は、留学生からの宿泊先に関する問い合わせに対応する個人または担当部署を指定し、入学する学生にその存在と利用法について説明する。
- 17.2 宿泊先に関して懸念のある加盟者は、規程施行の責任者まで申し出る。
- 17.3 加盟者が 18 歳以上の学生の宿泊先を手配する場合、（以下にあてはまる）適切な条項が順守されてることを保証する。
- (a) ホームステイ
 - (b) 寄宿施設
 - (c) 一時宿泊施設
- 17.4 18 歳未満のすべての留学生が以下の 5 種類の宿泊先のいずれかに住居し、（以下にあてはまる）適切な条項が順守されてることを確認し、記録を作成する。
- (a) ホームステイ
 - (b) 寄宿施設
 - (c) 指定世話人
 - (d) （短期留学生に限り）一時宿泊施設
 - (e) 保護者との同居
- 17.5 学校の第 1 学年～第 6 学年への留学生、またはその他の教育機関に在籍する 10 歳以下の児童全員に関し、加盟者は現在および今後、保護者と同居することを確認し、記録を作成する。
- 17.5.1 団体学生および学校の寄宿舎に入舎している児童は除く。
- 17.6 学校の第 1 学年～第 6 学年に留学生を登録する加盟者は、これらの児童が寄宿舎に入舎している場合、週末ならびに休校期間における留学生の生活保障に関する取決め（以下に限定されない）をしておく。
- 17.6.1 週末ならびに休校期間中の適切な滞在先
 - 17.6.2 留学生と保護者との定期的な連絡を可能とする。
 - 17.6.3 加盟者は成育上および生活保障上のニーズを十分に満たす方法を確立する（15.9 項の規定を参照）。
- 17.7 15.10 項および 15.12 項で規定された通り、学校の第 7 学年～第 8 学年への留学生、またはその他の教育機関へ 11～13 歳の児童を転入させる際、こ

これらの児童が保護者と別居している場合には、加盟者は規程施行責任者の許可を得なければならない。

18. ホームステイ

18.1 ホームステイ先の住居と世話人を選定・監督するにあたり、以下に限定されることなく、それらを含む、加盟者または宿泊先斡旋業者が従う厳正な手続き方法を設定する。

18.1.1 ホームステイ先が寄宿施設ではないかどうかの判断

18.1.2 ホームステイ先世話人の適正審査

18.1.3 居住施設の現状視察

18.1.4 ホームステイ先の世話人が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断

18.2 ホームステイ先の世話人が留学生へ良質な居住サービスを提供できるようにするため、加盟者またはその宿泊先斡旋業者は、ホームステイ先の世話人へのサポート基盤を構築し、最適なホームステイを実践する方法に関する情報とアドバイスを提供する。

18.3 18歳未満の学生に関しては、ホームステイ先が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回面談を持つ。

18.4 加盟者またはその宿泊先斡旋業者は、18歳未満の学生を世話するホームステイ先を少なくとも年2回は訪問し、宿泊先が適しているかどうかを確認する。また、その適正が疑われ始めたホームステイ先は、追跡調査のために再度訪問する。

18.5 学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入させる加盟者は、上記の17.7項を順守しなければならない。

19. 寄宿施設

19.1 寄宿施設の運営、および/あるいは留学生の寄宿施設への斡旋を行う加盟者は、以下に限定されることなく、それらを含む厳正な手続き方法を設け、加盟者およびあらゆる宿泊先斡旋業者がそれに従う。

19.1.1 地方行政区の条例が順守されているかどうかを確認

19.1.2 寄宿施設の管理人または18歳未満の留学生に対する監督責任を持つ人物、および18歳以上の学生に対する監督責任を持つ宿泊先の世話人の人物調査

19.1.3 対象となる寄宿施設の運営ならびに従業員の適正審査

19.1.4 居住施設の現状視察

19.1.5 寄宿施設が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断

19.1.6 留学生の安全を侵すあらゆる危険の監視と管理

19.2 寄宿施設の運営、および/または留学生の寄宿施設への斡旋を行う加盟者は、留学生に対する寄宿施設内でのあらゆる暴力、虐待の危険を監視、管理する。

19.3 寄宿施設が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回、加盟者は18歳未満の学生と面談を持つ。

19.4 加盟者またはその宿泊先斡旋業者は、18歳未満の学生を世話する各寄宿施設を少なくとも年2回は訪問し、宿泊先が適しているかどうかを確認する。また、その適正が疑われ始めた寄宿施設は、追跡調査のために再度訪問する。

19.5 学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入させる加盟者は、上記の17.7項を順守しなければならない。

20. 指定世話人

- 20.1 18歳未満の留学生の宿泊先を確保するために、保護者が親族または親しい友人を指名した場合、加盟者は以下を行う。
- 20.1.1 指定世話人が親族あるいは親しい友人であること、ならびに加盟者の許可を得た上で学生のために保護者が宿泊先を選択したことを明記した免責書類に保護者（手配業者ではない）の署名を得る。
 - 20.1.2 学生の入学時、あるいは（適切であれば）入学前に指定世話人宅を訪れ、以下を確認する。
 - (a) 住環境が受入基準を満たしているかの判断
 - (b) 指定世話人が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断
 - (c) 指定世話人宅が寄宿施設ではないかどうかの判断
 - (d) 指定世話人と面談し、意思疎通を図る
 - 20.1.3 宿泊先が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回、加盟者は学生と面談を持つ。
- 20.2 保護者が学生の宿泊先として寄宿施設を選択した場合、加盟者は上記19項に記載されている寄宿施設に関する規定に従う。
- 20.3 学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入させる加盟者は、上記の17.7項を順守しなければならない。

21. 一時宿泊施設

- 21.1 一時宿泊施設を選定するにあたり、加盟者は、以下に限定されることなく、それらを含む厳正な手続き方法を設け、施設とその監督状況が適切であるかどうかを確認する。
- 21.1.1 施設の適正審査
 - 21.1.2 18歳未満の学生が適切な監督下にあるかどうか
 - 21.1.3 団体学生の人数に相応する監督者がいるかどうか
 - 21.1.4 留学生に対する一時宿泊施設内でのあらゆる危険を監視、管理
- 21.2 学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入させる加盟者は、上記の17.7項を順守しなければならない。

22. 宿泊先の世話人

22.1 宿泊先の世話人に関して、加盟者は常に以下の情報を把握する。

22.1.1 氏名

22.1.2 現住所と連絡先の電話番号

22.1.3 現時点での職業

22.1.4 学生との関係

22.2 加盟者は、宿泊先の世話人が加盟者およびすべての宿泊先斡旋業者に対して持つ責任義務を十分に理解していることを確認する。

23. 18歳未満の学生のための宿泊先の警察調査

23.1 18歳未満の学生の宿泊先を認可するに当たり、加盟者は以下の手続きを取る。

23.1.1 他の留学生を除く、ホームステイ先に居住する18歳以上の全成人について警察による人物調査を行なう。

23.1.2 現在の寄宿施設あるいは予定されている寄宿施設で定期的に働く従業員や請負業者について、警察による人物調査が行なわれるよう適切な手続き方法を設ける。

23.1.3 加盟者が適切と判断した、あるいは加盟者の方針と適合する場合には、指定世話人や監督者、および/または一時宿泊施設の従業員に関しても警察による人物調査を行なう。

23.2 警察調査に関する詳細と支援に関しては、ニュージーランド警察のホームページ<http://www.police.govt.nz/service/vetting/guidelines.php>に掲載されている警察調査ガイドラインをご覧ください。

第7章： 苦情手続き

24. 学内の苦情手続き

- 24.1 加盟者は、留学生に適切で公平な学内の苦情手続きについて説明し、学生がそれを利用できるようにする。
- 24.2 加盟者は、規程違反に関する留学生からの苦情に対応する手続きを導入し、その手続き方法を書面に明記する。
- 24.3 加盟者は、苦情手続きや国際教育審議局についての情報を、留学生が見られるように、教育施設内の目立つ場所（例. 掲示板）へ掲示する。

25. 国際教育審議局（IEAA）

- 25.1 IEAA は、留学生やその代行業者/代理人からの、あるいは規程施行の責任者から照会された、規程違反に関する苦情を受理・審議するために召集される。
- 25.2 教育次官が IEAA 任命のための基準を設定する。また IEAA の会員は、関係諸団体の意見を得た後、教育次官が任命する。
- 25.3 教育次官は、行政機関管理委員会（State Services Commission）との協議に従って、IEAA 会員の任命条件を特定する。
- 25.4 IEAA はその活動内容を規程施行の責任者に以下の書類で報告する。
 - 25.4.1 3ヶ月ごとの要約報告
 - 25.4.2 事例、要約資料、分析結果を添付した年次報告書
- 25.5 加盟者により提供されるサービスが、規程の要件を満たしていないと考える留学生が、加盟者の学内苦情手続きでは問題が解決されないと判断した場合、IEAA を通して、苦情原因の除去を求めることができる。
- 25.6 規程施行の責任者は IEAA と協議した上で、IEAA が苦情の受理、審議をする際に適用する手続きを、公正さと自然的正義の原則および関連規則に従って特定する。
- 25.7 加盟者は IEAA が執り行う手続きに従う義務があり、要請された場合には苦情に関する一切の情報を IEAA に提供することに同意する。
- 25.8 IEAA は、この規程の適用範囲外の問題についての苦情、例えば授業内容の質および/または品質保証を、特定の苦情調査に関する権限を与えられている外部組織へ照会できる。
- 25.9 IEAA は、誤解を招く行為あるいは詐欺行為についての苦情を、商業委員会またはその他の規制当局へ照会する意思決定ができる。

- 25.10 IEAA へ提供されたすべての個人情報、プライバシー保護法（1993 年）に従って取り扱われる。

26. 国際教育審議局の決定

- 26.1 IEAA は、苦情によって影響を受けるすべての関係者に、その決定内容を書面で報告する。IEAA の判決は、影響を受けるすべての関係者に対して拘束力をもつ。
- 26.2 IEAA は、それほど深刻ではない規程違反を犯した加盟者に、業務活動の一時停止または規程からの除名などの適切な制裁措置を課す権限がある。これらの制裁には、是正措置の勧告、違反内容の公表、および/または賠償命令を含むこともある。
- 26.3 IEAA によって是正措置が勧告された加盟者には、IEAA が満足する成果が得られるまで一定の猶予期間が与えられる。
- 26.4 制裁に対し、加盟者の取った措置が IEAA を満足させなかった場合（猶予期間内に履行しなかった場合も含む）、IEAA は加盟者の業務活動停止または規程からの除名を審査委員会へ勧告できる
- 26.5 加盟者が深刻な規程違反を犯したと IEAA が判断した場合、加盟者としての業務活動の一時停止、または規程からの除名を審査委員会へ勧告できる。

27. 国際教育審査委員会（IERP）

- 27.1 加盟者が深刻な規程違反を犯したと IEAA が判断した場合、または、IEAA の制裁措置が十分に履行されていない場合の IEAA 勧告を検討するため、教育次官によって IERP（審査委員会）が召集される。
- 27.2 審査委員会は、3 名の個人会員で構成される。教育次官が会員の任命基準を設定した上で、関係団体からの意見を得た後、教育次官によって会員が任命される。
- 27.3 教育次官は、行政機関管理委員会との協議に従って、審査委員会の会員任命の条項を特定する。
- 27.4 年次報告書を持って、審査委員会はその活動内容を規程施行の責任者に報告する。
- 27.5 加盟者は、審査委員会の執り行う手続きに従う義務があり、要請された場合は苦情に関する一切の情報を審査委員会に提供することに同意する。

- 27.6 審査委員会は、すべての関連規則に従って、苦情の受理、審議の手続き方法を決定する。加盟者は、これらの手続きに従う義務があることに同意する。
- 27.7 審査委員会へ提供されたすべての個人情報は、プライバシー保護法（1993年）に従って取り扱われる。

28. 審査委員会の決定

- 28.1 審査委員会は、以下の措置を取る場合がある。
 - 28.1.1 加盟者の規程からの除名
 - 28.1.2 加盟者の一時的な業務活動停止
 - 28.1.3 26.2項に規定される制裁措置（複数も可）の適用
 - 28.1.4 IEAA 勧告を支持
 - 28.1.5 IEAA 勧告を無効とする。
 - 28.1.6問題を IEAA に差し戻し、全体あるいは一部に関して再検討を促す。
- 28.2 審査委員会が適切と判断した場合、以下の軽度の制裁措置（複数も可）を適用する場合がある。
 - 28.2.1 是正措置の履行条件
 - 28.2.2 加盟者による違反内容の公表
 - 28.2.3 賠償支払命令
- 28.3 審査委員会は、苦情によって影響を受ける規程施行の責任者およびすべての関係者に、その決定内容を書面で報告する。審査委員会の判決は、影響を受けるすべての関係者に対して拘束力を持つ。

第 8 章： 申請と監督

29. 申請

- 29.1 規程の発効日以降、教育機関からの加盟申請は規程施行の責任者によって受理される。
- 29.2 学校の第 7 学年～第 8 学年への留学生、またはその他の教育機関へ 11～13 歳の児童を転入させる加盟者は、必要項目を記入した許可申請書を規定施行責任者へ提出し、その許可を得なければならない。尚、この許可は、現場訪問によって満足の行く結果が得られた場合に交付される。
- 29.3 教育機関が規程の加盟者になるには、正しく記入された加盟申請書（規程施行の責任者から入手できる）を提出し、規程施行の責任者によって認可されなければならない。
- 29.4 規程施行の責任者は、交換留学生プログラムの運営機関による、留学生の生活保障に関する活動を認可する権限を持つ。
- 29.5 交換留学生プログラムの運営機関に対する認可基準は、規程施行の責任者によって設定される。
- 29.6 交換留学生プログラムの公認運営機関となるには、規程施行の責任者によって設定された基準を満たすことを実証する申請を行う。
- 29.7 以下に変更が生じた加盟者は、変更日より 14 日以内に規程施行の責任者へ申し出る。
- (a) 所有権
 - (b) 法律上の資格
 - (c) 団体名
 - (d) 授業料保護措置の変更
- 29.8 24.6 項に記載の変更について、加盟者は現行の規程加盟申請の内容に従うか、あるいは新しく加盟申請を行なう。

30. 監督

- 30.1 規程施行の責任者は、規程の順守を継続して監督するための手続きを設定し、実施する。これは、加盟者の規程順守を監督する個人または団体の指名あるいは任命を含むこともある。
- 30.2 規程施行の責任者は、最低でも実施 5 日前（通常の就業日）に加盟者へ連絡した上で、加盟者の現場調査を行う。

- 30.3 規程の順守を確認するため、加盟者は業務評価をすることが求められる。その結果は、規程施行の責任者から要請があった場合に提出できるような形式で記録する。
- 30.4 学校の第1学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ13歳以下の児童を転入させる加盟者は、規程の順守を確認するため、四半期ごとにその業務内容を組織内で評価した上でその結果を少なくとも6ヶ月ごとに規程施行の責任者へ提出することが求められる。
- 30.5 加盟者が規程内容を順守していないという正当な根拠がある場合、規程施行の責任者は問題をIEAAに照会し、規程に適合する調査の実施と苦情内容の特定を依頼する。
- 30.6 規程施行の責任者は、この規程の適用範囲外の問題についての苦情、例えば授業内容の質および/または品質保証を、特定の苦情調査に関する権限を与えられている外部組織へ照会できる。

第9章： 運営管理

31. 移行期の取り決め

- 31.1 2004年1月1日まで、規程施行の責任者は規程内の各条項を一時的に保留する決定権を持つ。
- 31.2 2004年6月末日までは、15.10項ならびに15.12項に規定された許可を得ることなく、加盟者は学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入・在籍させることができる。
- 31.3 2004年7月1日以降、15.10項ならびに15.12項に規定された許可を得ることなく、学校の第7学年～第8学年への留学生、またはその他の教育機関へ11～13歳の児童を転入・在籍させてはならない。
- 31.4 これまでに学校の第1学年～第6学年への留学生、またはその他の教育機関へ10歳以下の児童を転入させている加盟者は、ニュージーランドガゼット（官報）上に規程改訂の通知が掲載されない限り、2004年12月末日までは、2004年1月1日付けの宿泊手配の基準を満たせば、これらの生徒の在籍を維持できる。
- 31.5 2004年7月1日以降、加盟者は15.9項に規定された通り、学校の第1学年～第6学年への留学生、またはその他の教育機関に在席する10歳以下の児童の成育上および生活保障上のニーズを十分に満たす方法を確立しなければならない。
- 31.6 留学生の募集、福利厚生、支援に関する服務規程（任意）の下で、IEAAに申請された苦情はその規程に従って処理される。

32. 規程の改正

- 32.1 規程施行の責任者が規程条項の改正を意図する場合、加盟者に書面でその内容を通知した上で、改正案に対する加盟者からの提言を得るために、少なくとも20日間（通常の就業日）の猶予期間を与える。
- 32.2 加盟者からの提言を受理した後、規程施行の責任者は改正案に対し、教育大臣より許可証の発行を受ける。
- 32.3 あらゆる規程の改正は、ニュージーランドガゼット（官報）によって通知される。

33. 規程の運営管理権の譲渡

- 33.1 規程の運営管理権は、現在それを司る規程施行の責任者からその他の団体へ、その団体の同意を得た上で、譲渡されることもある。

- 33.2 業界の代表団体が、規程の運営管理権の譲渡を教育大臣に提言する場合もある。
- 33.3 現在の規程施行の責任者は、規程の運営管理権の譲渡の意図と、それによって生じる規程の必然的改正について加盟者に通達し、加盟者からの提言を得るために、少なくとも 20 日間（通常の就業日）の猶予期間を与える。
- 33.4 教育大臣は、現在の規程施行の責任者とその後任からの意見と、規程加盟者からの提言を考慮した上で、提起された譲渡案ならびに規程への必然的改正案に関する決定を下す。
- 33.5 いかなる規程の運営管理権の譲渡があった場合も、ニュージーランドガゼット（官報）にて通知される。

付属 1 : 留学生の生活保障に関する服務規程（要約）

序文

ニュージーランドへ留学している学生にとって、十分な情報収集が可能で、安全かつ適切な待遇を受けることは非常に重要です。

ニュージーランドの教育機関は、留学生の福利厚生に重大な責任があります。

「留学生の生活保障に関する服務規程」（規程）を要約したこのパンフレットでは、学生が留学先の教育機関やその代理業者からの扱いに懸念を抱いた場合に利用できる制度や手続きについて紹介しています。

「規程」とは？

「規程」とは、留学生に対して、教育機関とその代理業者が提供するサービスの枠組みを規定した書類です。規程は、留学生に関して、教育機関から期待されるアドバイスや保護の最低基準を設定しています。尚、規程は生活保障と情報提供についてのみ適用されるもので、授業内容の水準は含まれません。

規程の適用対象

規程は、留学生を登録する、ニュージーランド国内すべての教育機関に適用されます。これらの教育機関に対しては、規程の順守と加盟が義務付けられています。

「留学生」とは？

「留学生」とは、ニュージーランド国内で勉強している海外留学生のことを意味します。

規程の写しを入手するには？

留学先の教育機関へ問い合わせるか、または www.minedu.govt.nz/goto/international からオンラインでも入手できます。

教育機関が規程に加盟しているかを知るには？

ニュージーランド教育省は、すべての加盟者の記録を保管しています。このリストは、www.minedu.govt.nz/goto/international から入手できます。留学予定先の教育機関が規程加盟者でない場合は、ニュージーランド移民局から滞在許可が発行されないため、その教育機関では就学できません。

問題が起きた場合どうすればよいか？

教育機関、またはその代理業者の取扱いに懸念を抱く学生は、まず、学校長、留学生担当者、またはその教育機関の苦情受付担当者に相談します。規程には、すべての教育機関において、学生のために公平で公正な学内の苦情処理方法を設けることが定められており、苦情を次の段階へ申請する前に、学生はこれらの学内手続きの過程を踏む必要があります。

問題が学内の苦情手続きによって解決されない場合は、国際教育審議局(IEAA)に問い合わせます。

国際教育審議局(IEAA)とは？

IEAA とは、教育機関またはその代理業者が行なう生活保障面のアドバイスやサービスに関する留学生からの苦情を処理するために設立された独立機関です。IEAA は、服務規程の内容を施行します。

国際教育審議局の連絡先

以下の宛先へ投書してください。

International Education Appeal Authority
C/- Ministry of Education
Private Bag 47-911 ファクス: (09) 374 5403
Ponsonby 電話: (09) 374 5481
Auckland Email: info.ieaa@minedu.govt.nz

国際教育審議局(IEAA)の役割

IEAA の目的は留学生の苦情を審議することです。IEAA は苦情を調査し、規程違反があったかどうかを決定します。IEAA は、深刻ではない規程違反を犯した教育機関に制裁を課す権限を持ちます。これらの制裁には、賠償支払、違反内容の公表、および/または是正措置の勧告を含みます。

生活保障以外の苦情は、IEAA が(あてはまる場合)他の管理当局に照会します。

教育機関には、是正措置を履行するための猶予期間が与えられます。その期間内に違反が改善されない場合、IEAA は苦情を審査委員会に照会します。

IEAA には、規程違反が深刻なものであるかどうかを判断する権限があり、違反が深刻なものであると判断された場合、IEAA は苦情を審査委員会に照会します。

審査委員会の役割

審査委員会は、規程に加盟している教育機関の業務活動を停止したり、規程から除名する権限があり、教育機関の留学生受入を阻止することができます。尚、審査委員会へ苦情照会ができるのは IEAA に限られています。

留学生の生活保障に関する服務規程（要約）

規程は教育機関が以下のことを確認するための基準を設定します。

- 高いビジネス水準の維持
- 良識的な責任ある方法で留学生を募集
- 包括的かつ正確な最新情報を留学生へ提供
- 契約前の学生に十分な情報を提供
- 良識的な責任ある方法で留学生と契約
- 留学生特有の要望を認識
- 宿泊先での留学生の安全
- すべての教育機関は、留学生の苦情に関し、公平かつ公正な学内手続きの方法を設ける

詳細については、規程全文を参照してください。

また、規程は学生の苦情を受理、審議する IEAA および審査委員会の設定を定めています。